

保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議
(2009年10月20-23日 第16回年次会合で採択)

委員会は以下のとおり決議する。

1. 各メンバー又は協力的非加国は、特にみなみまぐろの総漁獲割当量の自国配分に関し、委員会が決定した保存管理措置に対する自国の遵守を確保するための行動計画を2010年4月1日までに事務局に提出するものとする。当該行動計画は、漁業者から報告された SBT 及び ERS の漁獲データを組織的に確認する体制を含むものとする。
2. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバー及び協力的非加盟国は、少なくとも次の3つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。寄港国によるみなみまぐろの転載の検査。漁獲努力量の10%をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。メンバー及び協力的非加盟国の当局が自国船籍船に対して実際に行う漁獲物検査。寄港国の検査を効果的に実施するため、これらのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろを運搬船に転載する外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのような指定港の国と情報交換をしなければならない。上記の措置はいずれも合法的な SBT の商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。
3. みなみまぐろを蓄養するメンバー及び協力的非加盟国は、いけすに移送するみなみまぐろの10%をモニタリングするため、ステレオ・ビデオシステムによる商業ベースの調査を2011年に実施し、同システムが有効であると認められれば、継続的なモニタリングのためのシステムとして次期以降もこれを採用するものとする。
4. 拡大委員会は、すべての SBT 漁業及び蓄養活動に適用する地域オブザーバー計画の可能性を検討し、適当な場合はこれを開発するものとする。
5. 全てのメンバー及び協力的非加盟国は、2010年の行動計画の実施及びその結果に関する報告書を2010年の遵守委員会に提出するものとする。